

**住民投票制度行政素案
検討状況の報告（中間報告）**

平成26年7月

苫小牧市民自治推進会議

はじめに

苫小牧市民自治推進会議では、平成26年2月に市長から諮問された住民投票制度行政素案（平成25年9月 苫小牧市総合政策部政策推進室市民自治推進課）について、現在、検討しています。

住民投票制度とは、「市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するための重要なツール」と考えられています。

本市においても住民投票制度創設に向けた取組については、これまでも市民フォーラムやワークショップが開催されています。また、住民投票制度を考える会や苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会により住民投票についての論点が検討されるなど、積極的に取組が行われてきました。現在、苫小牧市が公表をしている住民投票制度行政素案についても、これまでの議論を踏まえ、提案されたものと考えています。

苫小牧市民自治推進会議では、諮問を受けた行政素案に対し計6回にわたり議論し、その中でも「市政の重要な課題」、「投票資格者」、「投票請求」、「成立要件」について活発な議論がなされました。

また、これまでも苫小牧市が進める施策等については、苫小牧市市民参加条例ないし苫小牧市行政手続条例等に基づき、市民の皆さんから意見募集の機会を設けておりましたが、公募を含めた市民で構成される苫小牧市民自治推進会議の委員からはこうした意見募集のタイミングや手法について「この時期で良かったのだろうか。時期が良ければもっと意見が出されたのではないか、やり方に問題があるのではないか」など、「市民周知の問題点や重要性」を求める声が数多く出されていたことも事実であります。

苫小牧市民自治推進会議では、そうした事実を真摯に受け止め、また、住民投票条例は市民にとって重要な意思確認制度の創設でもあることから、これまで苫小牧市民自治推進会議にて議論及び検討してきた経過を「中間報告」として市民の皆さんに明らかとすることにしました。

この中間報告をお示しした中で、広く市民の皆さんに住民投票についての知識を持っていただくのと同時に皆さんから御意見を伺い、その結果を十分に踏まえた上で、最終的に市長に答申を行いたいと考えています。

市民の皆さんからの御意見をお待ちしております。

平成26年7月

苫小牧市民自治推進会議
会 長 高 野 譲

— 目 次 —

はじめに

審議状況・答申の方向性

住民投票に付することができる「市政の重要な課題」	2
住民投票の投票資格	3
住民投票の請求等	4
成立要件	5

その他中間報告事項

6

苫小牧市民自治推進会議委員

7

苫小牧市民自治推進会議 検討経過（住民投票制度行政素案関連）

8

参考資料（住民投票制度について）

9

参考資料（住民投票制度行政素案主要論点）

21

住民投票に付することができる「市政の重要な課題」（行政素案の内容）

- 市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、(1)～(5)を除いたもの

《除外事項》

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (5) (1)～(4)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

審議状況・答申の方向性（市民自治推進会議）

「(1) 市の権限に属さない事項」は、除外事項として規定しないことが適切であるとする意見が有力である。

委員主要意見

- 住民投票が求められる事案は、現実の問題として、公の施設や庁舎の建設、原子力発電所や産業廃棄物処理施設の建設、米軍基地に関する事案のようなものに限られてくる。これまでの住民投票は、自治体の権限に属さないものに対して実施されてきた。住民投票は、市民が賛成又は反対したいときに実施が求められる。
- 国や道の施策に対して市民が反対であるときに、住民投票により意思を表明することが必要である。ある程度のもものは、住民投票できるようにしておくべき。
- 「市の権限に属さない事項」の規定は判然とせず、法制執務上も疑義がある。また、市長が変わることで判断の基準も変わる。市の権限を許認可権の有無により整理したとしても、実際には判断が難しい。本市に原子力発電所や産業廃棄物処理施設ができる場合、市は何らかの形で絡むことになる。
- 住民投票は市民の意見を確認するために行われるため、対象は限定されるべきではない。結果は尊重であり、強制力はない。飽くまでも市民の意思を表明するためのものであり、制約すべきではない。つまらない提案なら、4分の1以上の署名は集まらない。間口は広く、4分の1という数字の重みで決定されるべき。
- 住民投票の結果が実現できなければ、住民投票は市民からの意見の確認で終わってしまう。「市の権限に属さない事項」を対象とするのはどうなのか。

住民投票の投票資格（行政素案の内容）

- 対象者 日本の国籍を有する者又は永住外国人
- 年齢要件 年齢満18年以上
- 住所要件 引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有すること

※ 外国人住民のうち「特別永住者」及び「永住者の在留資格をもって在留する者」を永住外国人として対象とする。

審議状況・答申の方向性（市民自治推進会議）

行政素案による整理が妥当である。

委員主要意見（年齢要件）

- 市民参加条例の市民政策提案制度が18歳であり、整合性を図るべき。市民参加条例を制定したときの事情に従うべき。
- 市がある程度開かれた意見を聞くという前提に立てば、18歳でいい。市民ボランティアとして高校生もたくさん参加しており、新しい提案もしている。
- 今後のことを考えると18歳でいい。「若年層への政治的な意識の喚起」と「未成年者に対する政治的啓発、教育的効果」については、希望的憶測である。
- 18歳から参加することはいいこと。比率としてもそれほど多くはない。

委員主要意見（外国人住民）

- 外国人住民も生活基盤を置いて暮らしている。自治基本条例では外国人住民を含めて「市民」と捉えており、永住者、特別永住者のように長年暮らしている人を対象とすべき。自治体に籍を置いて生活している方に、色々な問題が起こったときにこういう制度が利用できるということ。
- 外国人でもまちづくりを一生懸命やっている人がいる。前向きに苦小牧市のことを考えている人もいる。市民自治の活性化にもつながる。
- 日本人だと分からない感覚も取り入れることができる。外国人住民を日本人住民とは別に色付けする必要性はない。外国人住民を含めて当然にいいと思う。
- 想定している外国人住民は200人程度であり、本市において急増することはない。外国人住民全員が署名したり、特定の投票行動をしたとしても、大きな影響はない。

住民投票の請求等（行政素案の内容）

- 市民からの請求
（投票資格者総数の4分の1以上の者の連署）
- 議会からの請求
（議決事件（議員の議案提出権による）※議員定数12分の1以上、過半数議決）
- 市長自らの発議
（自ら住民投票を発議）

審議状況・答申の方向性（市民自治推進会議）

住民投票の請求等については、市民、議会、市長の三者に設定することが適当である。市長自らの発議については、制限を設けるべきではない。

委員主要意見（市民からの請求（必要署名数））

- 1か月で収集できる署名数を想定しつつ、濫発されない数字が4分の1ではないか。政令指定都市での4分の1は大変であるが、苫小牧市の場合は、人口も17万人程度で、4分の1くらいが妥当な数字ではないか。住民投票が行われる事案は、大きな議論があるものを想定している。
- 署名数のハードルが高くても、署名収集により確定的に住民投票が実施される。自治体の規模を考えると、4分の1は妥当なところ。計画的に行えば、署名収集は可能である。
- 住民投票は、重大な事案について行われる。市を二分するような議論が当然あり、様々な団体が動く。関心が高い事案であれば、署名はすぐに集まると思う。
市長選挙の当選者得票数と同程度が望ましいが、住民投票の結果に拘束されるものではない。そのため、リコール請求よりは低い4分の1が適当である。

委員主要意見（議会からの請求・市長自らの発議）

- 議会や市長は、選挙で選ばれた市民の代表である。お互いに意見が合わないときには、市民が意見を言える場があるのがよい。
- 議会と市長とが対立して調整が図れない場合に、議会の解散や市長の失職とは別に、住民投票制度により市民に意見を問うことが可能となる。市長自らの発議について議会が判断するとすれば、議会と市長が対立すれば、空転して終わらない。
- 議員と市民との考え方にギャップがあるときに、住民に是非を問う場面が必要である。市長自らの発議については自身の進退が問われるため、発議に制限を設ける必要はない。
- 議会と市長とがそれなりの調整を行わずに住民投票を求めるのは、責任の放棄である。軽易な案件で住民投票を行い、市民に責任転嫁する使い方をすべきではない。

成立要件（行政素案の内容）

○ 設けない

※ 必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容についての結果を公表することにより、市民の知る権利を保障する。住民投票の結果は、投票率、賛否の割合等を総合的に判断した中で尊重される。

審議状況・答申の方向性（市民自治推進会議）

行政素案による整理が妥当である。

委員主要意見

● 特に異論なし。

その他中間報告事項（市民自治推進会議）

市民への周知について（附帯意見）

住民投票制度を導入するに当たっては、市民への周知を丁寧に行う必要がある。特に、まちかどミーティングのような機会を通じ、行政素案及び中間報告の内容を市民に周知するとともに、住民投票制度自体の周知についても併せて行う必要がある。

市民自治推進会議による市民からの意見の募集について（附帯意見）

市民への周知と同時期に、市民自治推進会議による市民からの意見の募集を行う（平成26年10月）。

これら市民からの意見を踏まえて答申する（平成26年12月）。

委員主要意見

- まちかどミーティングは、住民投票制度を市民向けに説明する絶好のチャンスである。「共通テーマ」にすることにより、行政素案や市民自治推進会議が検討している方向性についても説明できる。市民からも直接意見をもらい、市長とも意見交換できる絶好の場である。
また、パブリックコメントにより市民からの幅広い意見を踏まえた上で、市民自治推進会議から答申ができるのであれば、そういう方向で進めたい。
- 市民への周知についても、ある程度の時間が必要である。高校生、大学生に対する講義や、若年層の低投票率を考えれば、更に年齢が下の世代についての制度周知も必要となる。
本市においては、住民投票条例が制定されたとしても直ちに住民投票が行われる事案はないと思う。制度について周知徹底した上で、条例化するのがよい。
- 広報やホームページだけでは、審議会での議論や委員意見について、市民にその内容を伝えるのが難しい。住民投票制度の周知は必要であり、パブリックコメントなど、市民意見を踏まえた上で、検討を終了したい。
- 住民投票制度は、理解するのが難しい事案であるため、分かりやすく説明する方法を検討する必要がある。

苫小牧市民自治推進会議委員

平成26年7月現在

区分	氏名	所属等
学識委員	川島 和浩	苫小牧駒澤大学国際文化学部 教授
	会長 高野 譲	大谷和広法律事務所
	福井 洋幸	(有)苫小牧広告美術社 代表取締役
市民活動団体推薦委員	副会長 佐藤 孝司	苫小牧NPO法人連合会あゆ一む推薦
	谷岡 裕司	苫小牧市町内会連合会推薦
	水口 哲二	苫小牧市ボランティア連絡協議会推薦
	青山 直樹	苫小牧青年会議所推薦
公募委員	川上 啓子	
	竹谷 洋二	
	家守 来武	

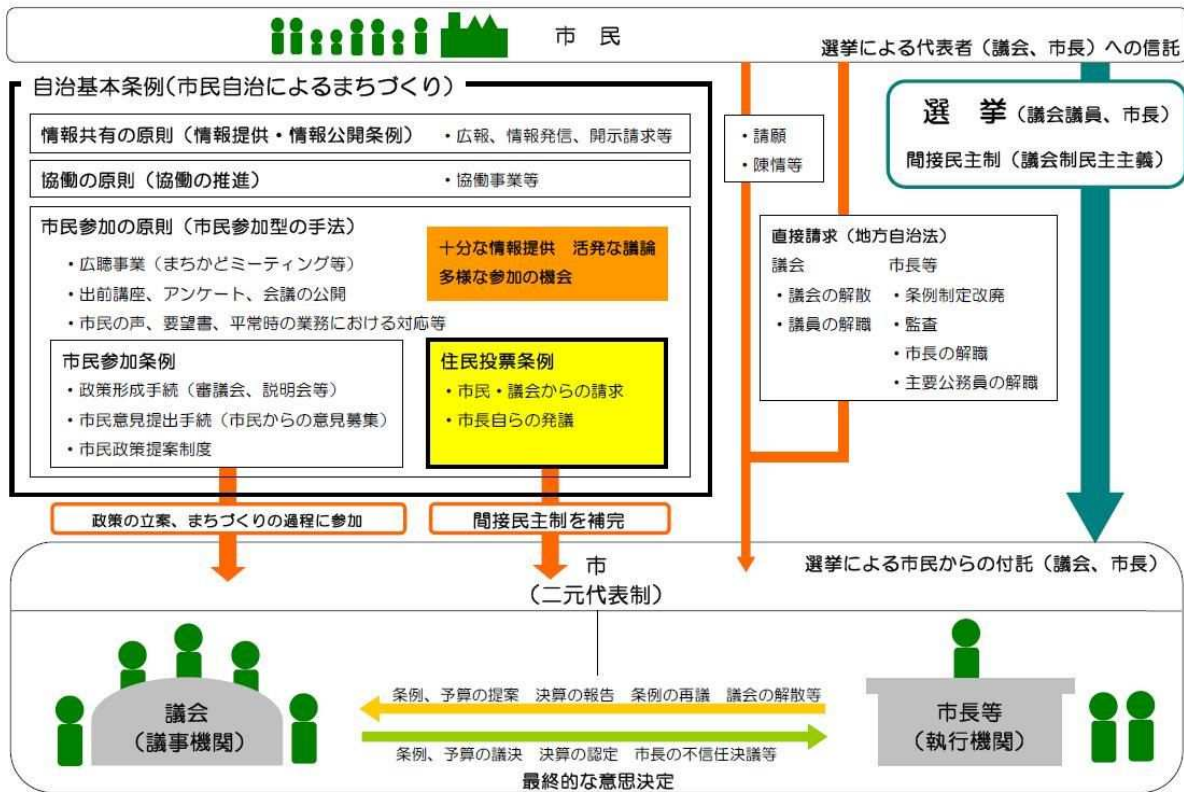
苫小牧市民自治推進会議 検討経過（住民投票制度行政素案関連）

開催	会議内容
平成 26 年 2 月 12 日（水） 18 時 30 分～20 時 15 分 市役所 9 階 93 会議室	住民投票制度行政素案（市長からの諮問） ○ 今後の審議について ○ 住民投票制度行政素案について ○ 条例に基づく住民投票の実施事例及び常設型住民投票条例の制定状況について ○ 議員との意見交換で出された主要意見について
平成 26 年 2 月 25 日（火） 18 時 35 分～20 時 25 分 市役所 3 階会議室（北庁舎側）	○ 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について
平成 26 年 3 月 13 日（木） 18 時 45 分～20 時 25 分 市役所 3 階会議室（北庁舎側）	○ 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について
平成 26 年 3 月 26 日（水） 18 時 30 分～20 時 10 分 市役所 8 階 81 会議室	○ 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について
平成 26 年 5 月 14 日（水） 18 時 40 分～20 時 40 分 市役所 9 階第 2 委員会室	○ 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立要件について ・ 住民投票の請求等について（市民からの請求、議会からの請求、市長自らの発議） ・ 「市の権限に属さない事項」について ・ その他論点、市民周知について
平成 26 年 6 月 18 日（水） 18 時 30 分～20 時 35 分 市役所 9 階第 2 委員会室	○ 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市の権限に属さない事項」について ・ その他論点、市民周知について

参 考 資 料

(住民投票制度について)

住民投票制度の位置付け（イメージ図）



住民投票とは

「投票」という手段により

市民の意思を直接確認する仕組み



法律に基づく住民投票制度 国

条例に基づく住民投票制度 自治体



住民投票制度（国）

法律に基づく住民投票制度 国

投票の結果が地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束する。

拘束型

（例）

- 議会の解散又は議員・長の解職の投票
- 日本国憲法の改正に係る国民投票 など

住民投票制度（自治体）

条例に基づく住民投票制度 自治体

苦小牧市が
想定する条例

議会又は長その他の執行機関が自らの意思を決定する上で住民の多数意見を知る。

諮問型

※ 拘束型住民投票は、条例で制定できない。

（例）

- 住民投票条例による住民投票

住民投票条例の分類

- 個別設置型住民投票条例

事案に応じて、その都度、条例を制定

– 議会で条例が否決される事例が多い。

(例) 苫小牧市における〇〇〇〇建設について
賛否を問う住民投票に関する条例

- 常設型住民投票条例 **メリット大**

あらかじめ条例を制定し、手続を制度化

– 手続要件を満たした場合、住民投票が実施

(例) 苫小牧市住民投票条例

苫小牧市が
想定する条例

住民投票実施のための条例制定

住民投票条例の可決で、住民投票の実施が可能だが

	条例可決	条例否決	計	可決割合
直接請求	7	91	98	7.14%
議員提案	8	10	18	44.44%
首長提案	6	3	9	66.67%
計	21	104	125	16.80%

今井一 著 『住民投票—観客主義を超えて—』2000年、岩波新書
「表 住民投票の実施を求める主な動き」中の125件
(昭和54年～平成12年)について、苫小牧市で集計したもの

直接請求による条例制定状況

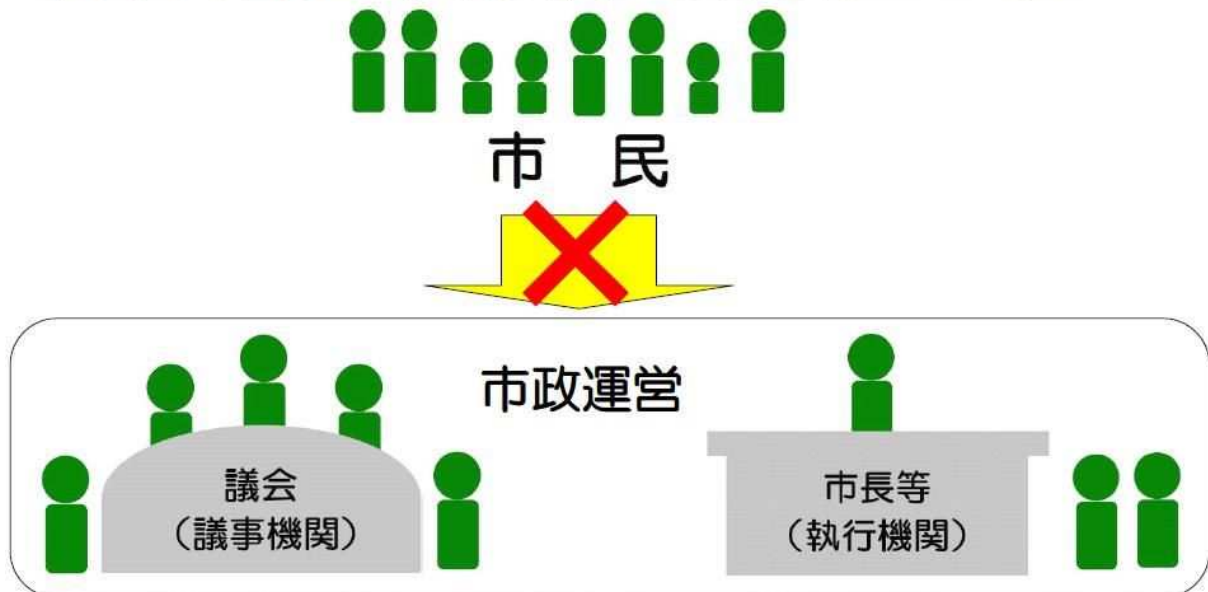
条例の制定又は改廃の直接請求に関する調
(平成21年度～平成23年度)

	議員等の 定数	住民投票	教育、環境 その他	計 (うち可決)
都道府県		1		1 (0)
市町村	19	27	24	70 (5)

地方自治月報第56号(総務省ホームページ)より

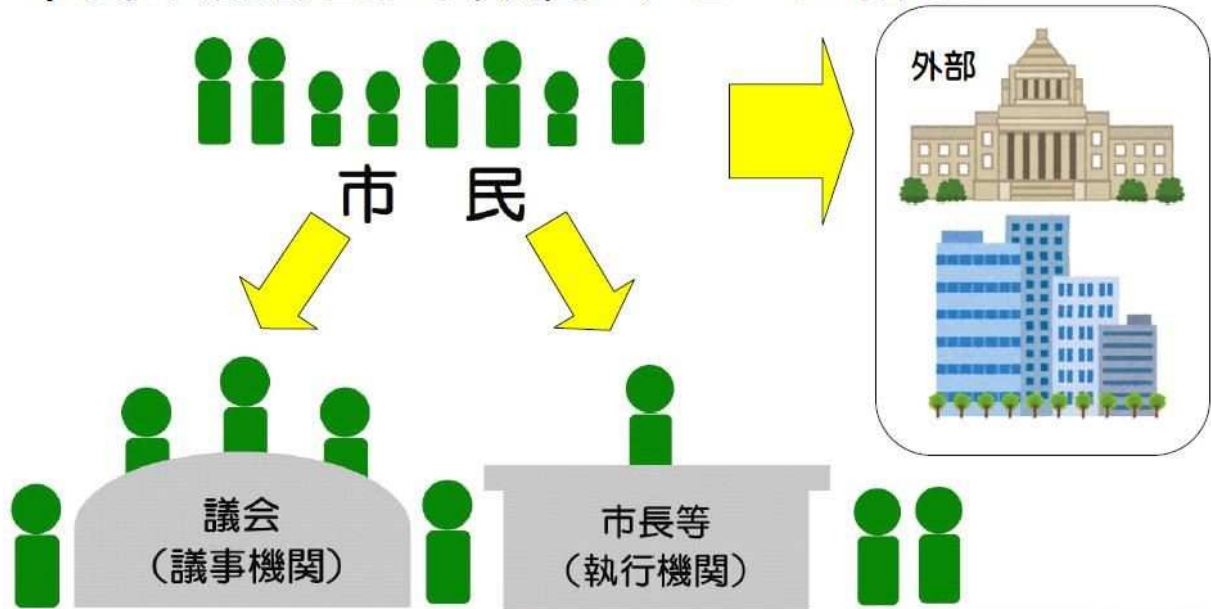
住民投票が想定される場合 1

市民の意思が市政運営に反映されていない



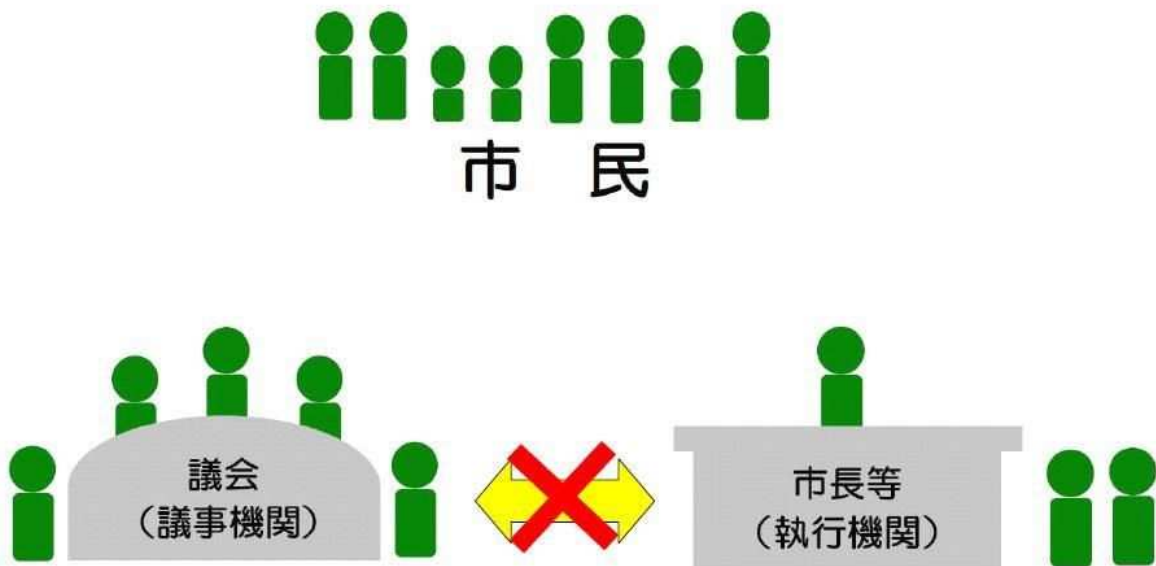
住民投票が想定される場合 2

市民の意思として明確にアピールしたい



住民投票が想定される場合 3

議会と市長等との意見が対立している



条例に基づく住民投票の実施事例

全国の状況

条例に基づく住民投票の実施事例 22件
(市町村合併を対象とした事案を除く。)

- 産業廃棄物処理施設建設 6件(岐阜県御嵩町ほか)
- 原子力発電所建設 3件(新潟県巻町ほか)
- 米軍基地関連 3件(沖縄県名護市ほか)
- 公の施設、庁舎の建設 3件(鳥取県鳥取市ほか)
- その他
 - (採石場計画、可動堰建設計画、議員定数、地区整備事業、都市計画道路建設計画、牧場誘致計画、新駅建設 各1件)

住民投票等の状況(市町村合併)

北海道内の状況(市町村合併)

北海道総合政策部地域主権局調べ ※ 平成17年3月22日現在

- 市町村合併に係る住民投票条例制定の直接請求
(地方自治法第74条)
26団体に直接請求あり(うち条例可決 8団体)
- 市町村合併に係る住民投票条例の制定団体
25団体
(直接請求 8団体・議員提案 4団体・首長提案等13団体)

常設型住民投票条例制定状況

全国の制定状況(53団体)

鳥取県、川崎市、広島市、大阪府豊中市、埼玉県川口市、
神奈川県厚木市、神奈川県大和市、新潟県上越市、
大阪府岸和田市 外44団体

- ※ 住民基本台帳人口10万人以上で制定している団体 19団体
- ※ 53団体中山口県山陽小野田市が住民投票を実施(議員定数関係)

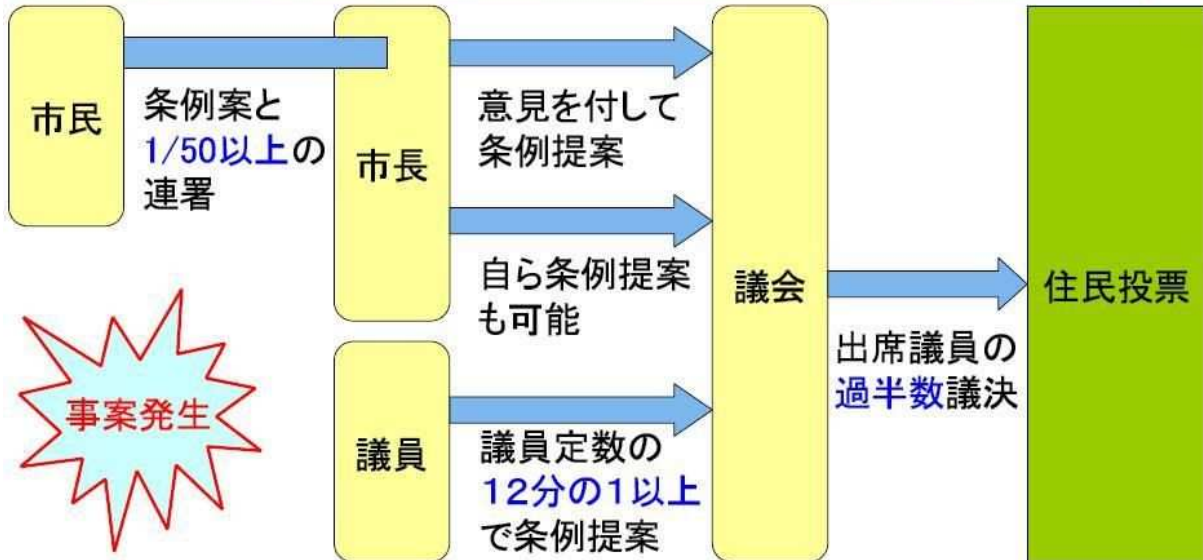
北海道内の制定状況(上記53団体中 6団体)

稚内市、芦別市、北広島市、増毛町、美幌町、遠軽町

- ※ 平成26年2月12日現在(苫小牧市調)

地方自治法の条例制定ルール

事案に応じて個別設置型住民投票条例を制定するには



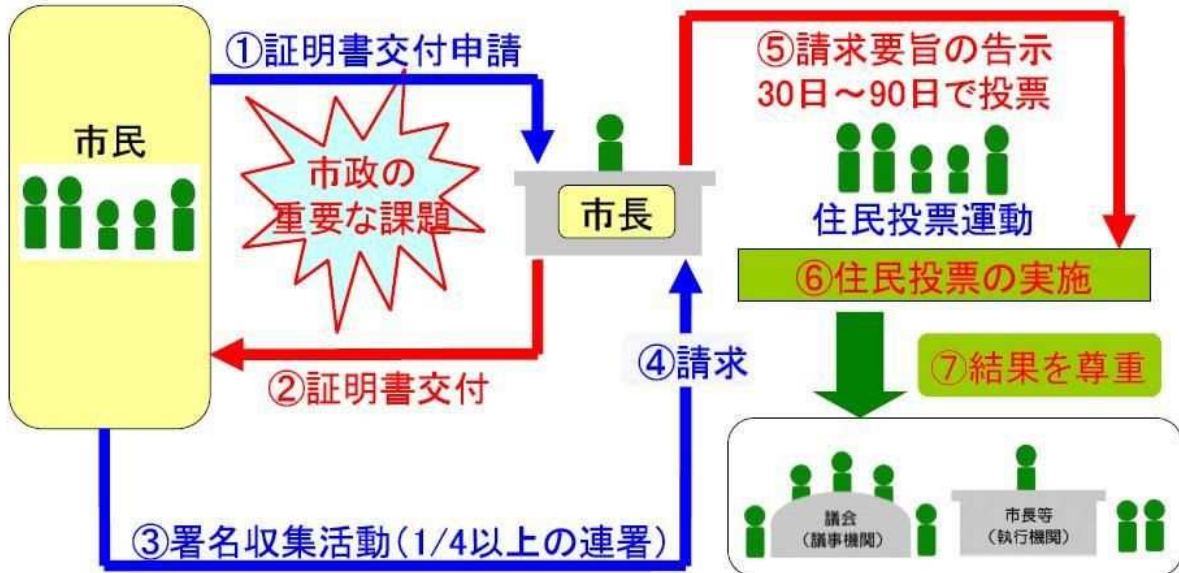
常に制度がある場合のルール (常設型住民投票条例 行政素案)

手続をあらかじめ常設型住民投票条例で制度化しておけば



住民投票までの流れ

常設型住民投票条例により市民が請求する場合 行政素案



住民投票制度を考える会 検討結果 (平成22年度)

常設型住民投票条例

※ 市民が市政に関わるための手段の一つとして住民投票制度の手続を具体的に定めたもの

常設型住民投票条例が必要な理由(住民にとってのメリット)

- 議論を重ねたが合意に至らない場合、最終的に住民投票で解決することが市民の市政への参加の保障として必要。
- 直接請求によっても、重要な課題が発生した時点で住民投票を行うことは可能だが、市民と議会の間で利害が対立するような場合は議決を得ることが極めて難しく、市民の権利の保障としては弱い。
- 一定以上の署名による民意に対して、住民投票の実施を確約する制度が必要。
- 住民投票制度の創設は議会制民主主義の否定ではなく、また、4年間という首長、議員の任期は市民からの白紙委任ではない。

※ 苫小牧市の現状では、緊急に住民投票条例が必要な状況とは考えにくい。だからこそ冷静で慎重な議論を行い、使いやすいが濫用できない、市民にとって本当に有効な住民投票制度を構築することが可能である。

(参考)住民投票制度の検討経過

平成21年9月 住民投票制度の在り方について考える市民フォーラム
基調講演、パネルディスカッション

平成21年10月～12月 住民投票制度の在り方について考える市民ワークショップ
市民によるワークショップと意見交換(計6回)

平成22年9月～平成23年1月 住民投票制度を考える会
苫小牧市の住民投票制度の在り方について検討(計5回)
住民投票制度についての検討結果(提案)(平成23年3月)

平成24年10月～平成25年3月 苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会
住民投票条例に規定する基本的事項について検討(計6回)
住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言書(平成25年3月)

平成25年9月 住民投票制度行政素案の公表

平成26年2月 市民自治推進会議への住民投票制度行政素案の諮問 **現在審議中**

参 考 资 料

(住民投票制度行政素案主要論点)

苫小牧市自治基本条例

目的

市民自治によるまちづくりの推進
「市民であることが誇りに思えるまち」を築くこと

まちづくりの基本原則

情報共有の原則

市民参加の原則 ← 住民投票制度も含まれる。

協働の原則

※ 条例の趣旨を最大限に尊重した市政運営

自治基本条例での住民投票

苫小牧市自治基本条例(抄)

(住民投票)

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

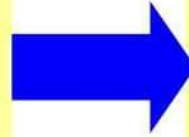
2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

※ 「市」→議会及び市長その他の執行機関

住民投票制度の意義・目的

市政の重要な課題に対する
市民の意思を直接確認

住民投票による市民の意思
を市政へ反映



公正で民主的な
市政の運営

市民自治による
まちづくりの推進

※ 市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要な課題については、市民全体の意向を的確に把握した上で、議会や市長が最終的な判断を行うことが必要である。



市民

自らの意思を示す手段



市民の意思を確認する手段

市民参加の原則

いかなる案件でも住民投票ではない。

まずは、多様な市民参加型の手法で解決するのが前提

広聴事業

まちかどミーティング、まちづくりボックス、
市民の声の受付、市長Eメール、
ふれあいミーティング、市政レポーター、
市長出前講座、まちづくりトーク

出前講座、アンケート、
会議の公開
市民の声、要望書、
平常時の業務における対応

市民参加条例

政策形成手続(審議会、説明会 など)、
市民からの意見募集(パブリックコメント)、
市民政策提案制度

十分な情報提供と活発な議論により、課題解決が可能な場合がある。

間接民主制(議会制民主主義)の補完

課題解決の全てを住民投票制度に委ねるのではない。

他の手法

選挙(議会制民主主義)、直接請求、住民監査請求、請願、陳情等

住民投票は、現在の地方自治制度の中で位置付けられる。

議会と市長との
二元代表制による
最終的な意思決定が前提

住民投票は、
議会や市長の固有の権限を
侵すものではない。

※ 住民投票制度は議会や市長の意思決定に市民の意思を反映させるための手段である。しかし、最終的な意思決定は、住民投票の結果を尊重した上で、議会と市長とがそれぞれの権限に基づき行う。

住民投票の結果は生かされるか

- ・ 苫小牧市自治基本条例により、投票の結果は尊重される。

(苫小牧市自治基本条例第6条第2項)

議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとする。

尊重義務

投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払うこと。

参考: 群馬中央バス事件(最判昭和50年5月29日)

- ・ 市民からの請求は、投票資格者総数の1/4の連署が必要であり、投票者総数の過半数の結果には相当の迫力がある。

住民投票ができる事項

市政の重要な課題

個別的、具体的な判断は、住民投票の請求を制限する方向ではなく、条文の規定に反しない限り、広く対象とする。

※ ただし、一定の事項については、
住民投票の対象から除外

間接民主制を補完する制度

法令上の制度との整合性 などを考慮

投票の結果が及ぼす影響

住民投票ができない事項（1）

（1）市の権限に属さない事項

- 市の権限に属さない事項は市が自ら実施主体となり得ず、また、自ら決定できない。
- 防衛、外交、経済政策等といった国の権限に属する事項については、市長が政策的に最終判断をすべき事項。
- 国政上の争点や他の団体が意思決定を行う事項については、住民投票の結果について市が最終的に責任を持つことが困難。
- 住民投票の結果により市としての姿勢を示さなければならなくなったとき、議会や市長はその結果を尊重した決定を行うことができないにもかかわらず、政治的責任については生じることが懸念される。

住民投票ができない事項 (2)・(3)

(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

- 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項は、当該法令に基づく手続により住民投票を実施することができる。

(3) 市の組織、人事又は財務に関する事項

- 市の組織編成、職員の任免や指揮監督といった人事に関する事項、予算編成や執行といった市の内部管理に関する事項は、決定した政策を効率的、効果的、かつ、確実に執行するための長の執行権の前提である。

住民投票ができない事項 (4)・(5)

(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項

- 特定の個人や団体、特定地域の市民といった特定者の権利に関することについて住民投票を実施した場合、多数の意見が少数の意見を封じ込めるおそれがある。
- 専ら特定の市民又は地域に関する事項については、市域全体と一部地域における投票結果が異なることも予想される。

(5) 住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

- 住民投票に付することが適当でない事項をあらかじめ全て列挙することは困難。
- 不測の事態や現時点では想定されない事由が生じる可能性についても考慮。

住民投票の請求等

市民、議会、市長の3者について制度化



市民
投票資格者総数の
1/4以上の連署



議会
議決事件
(議員定数1/12、過半数議決)



市長
市長自身の判断

市民からの請求に必要な署名数

住民投票の投票資格を有する者の総数の
4分の1以上の者の連署

高度の慎重性と厳格性

(市長選挙における当選者得票数と同程度の数)

- 拘束型住民投票に必要とされる署名数
(長の解職請求等に必要とされる署名数は、選挙権を有する者の総数は3分の1以上)
- 本市が想定するのは諮問型住民投票

住民投票の投票資格

対象者 日本の国籍を有する者 又は 永住外国人

年齢要件 年齢満18年以上

- ・ 市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮
- ・ 憲法改正の国民投票における投票権年齢、選挙権年齢、成人年齢の引下げの動向等を踏まえる必要性

若年層に対する政治的無関心の解消、
教育的効果についての期待

住所要件 引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有すること

- ・ 一定期間の居住、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要

「永住外国人」とは

外国人住民のうち

「永住外国人」に限り、住民投票の投票資格を有する者とする。

外国人住民

「永住外国人」

- ・ 永住者の在留資格をもって在留する者
- ・ 特別永住者

- ・ 外国人住民についても市との関わりにおいてまちづくりに関係する存在であり、まちづくりに参加することができる。
- ・ 外国人住民のうち「永住外国人」は、本市と特段に緊密な関係を持つに至った者であると考えられる。

